

出資等に係る不要財産の納付について

1 趣旨

本市が公立大学法人北九州市立大学(以下「法人」という)に対して出資した土地の一部について、本年6月に、法人から市長あてに地方独立行政法人法第6条第4項及び同法第42条の2の規定により不要財産の納付認可の申請(別添)があったため、認可を行うにあたり、あらかじめ評価委員会の意見を聴くもの。

2 経緯

法人所有の日の出グラウンド関連用地の一部、および隣接する市有地の一体的な利活用を図る本市の方針に沿って、当該用地を本市に返還するもの。

3 出資等に係る不要財産の内容

土地：北九州市小倉南区日の出町1番2の一部
北九州市小倉南区日の出町3番9の一部
北九州市小倉南区日の出町14番2の一部
北九州市小倉南区日の出町62番3の一部
北九州市小倉南区日の出町63番4の一部

面積：7,323.35 m²

帳簿価額：295,157,272 円

4 今後のスケジュール(案)

令和8年7月10日 公立大学法人北九州市立大学評価委員会での意見聴取

令和9年2月 北九州市議会2月定例会に議案提出

同年3月 総務省及び文部科学省へ定款変更の認可申請

同年6月 納付手続き

【参考法令】

○地方独立行政法人法(抜粋)

第6条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2～3 (略)

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものであるときは、第42条の2の規定により、当該財産(以下「出資等に係る不要財産」という。)を処分しなければならない。

5～6 (略)

第42条の2

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(次項から第4項までにおいて「出資等団体」という。)に納付するものとする。

2～4 (略)

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。